

# 第2次門真市再犯防止推進計画

安全で安心して暮らせるまちを目指して

令和8（2026）年3月

門 真 市



# はじめに

---

近年、刑法犯の検挙者の約半数が再犯者となっております。これは、本人だけでなく、地域社会にとっても不幸な状況であり、この負の連鎖を断ち切るため、いかに再犯を防止するかが重要な課題となっております。

平成 28（2016）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を策定・実施する責務を負うとともに、再犯防止推進計画を定めることが努力義務として明示されました。



これを受けて、本市においては、令和 3（2021）年 3 月に「門真市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に資する様々な取組を推進してまいりました。

犯罪のない社会は誰もが願うところでありますが、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢や障がいにより支援を必要とする、薬物依存があるなど、立ち直ることが困難な人が少なくありません。こうした課題を抱える人に手を差し伸べ、社会に復帰した後、地域の中で孤立させない「息の長い支援」を行っていく必要があります。

この度、第 1 次計画の期間満了に伴い、犯罪をした人等の立ち直りをともに支え、再犯を防ぐことで、誰でも安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、「第 2 次門真市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、関係機関・団体と連携しながら、再犯防止の取組を推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月  
門真市長 宮本 一孝

# 目次

---

---

1	計画の基本的な考え方	1
2	再犯防止を取り巻く状況	3
3	目指すべき将来像	6
4	6つの重点項目	7
(1)	人権尊重のまちづくりの推進	8
(2)	就職に向けた支援等の充実	9
(3)	住居確保の支援	11
(4)	適切な保健医療・福祉サービスの利用促進	14
(5)	学校等と連携した修学支援	16
(6)	更生保護活動の促進及び周知啓発	17
5	再犯防止を推進するための連携体制	19
6	参考資料	
(1)	再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	21
(2)	国の第二次再犯防止推進計画（概要）	23
(3)	第二次大阪府再犯防止推進計画（概要）	24
(4)	門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱	26
(5)	門真市再犯防止推進連絡会議設置要綱	28

# 1 計画の基本的な考え方

---

## 計画策定の趣旨

我が国の刑法犯の認知件数は平成 14（2002）年をピークに減少傾向が続いており、再犯者の人員も漸減しておりますものの、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は 50%近くに及んでおり、引き続き再犯を防止することが重要な課題となっております。

このような中、平成 28（2016）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有することや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務として明示されました。

本市では、令和 3（2021）年 3 月に策定した門真市再犯防止推進計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、令和 5（2023）年 3 月に策定された国の第二次再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）及び令和 6（2024）年 3 月に策定された第二次大阪府再犯防止推進計画（以下「府計画」という。）を踏まえ、犯罪をした人等の立ち直りをともに支え、再犯を防ぐことで、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を図るため、第 2 次門真市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画では、6 つの重点項目を定め、再犯の防止及び犯罪をした人等かを問わず、広く市民を対象に提供している各種サービス等で、犯罪抑止や再犯防止、更生支援、更生保護につながる取組を記載しています。

## ことば

**更生支援** 罪に問われた人等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動を言います。

**更生保護** 犯罪や非行をした人たちを社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

**犯罪をした人等** 本計画では法第2条第1項の「犯罪をした者等」に基づき「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者」を指します。

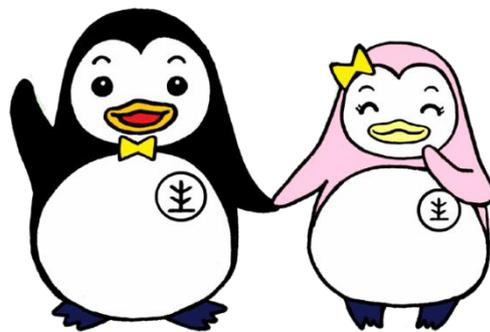
**再犯の防止等** 本計画では法2条第2項の「再犯の防止等」に基づき、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)」を指します。

## 計画の位置づけ

本市のまちづくりの指針である第6次総合計画を上位計画とし、地域福祉計画など他の関連計画との整合性を図って策定しています。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

## 2 再犯防止を取り巻く状況

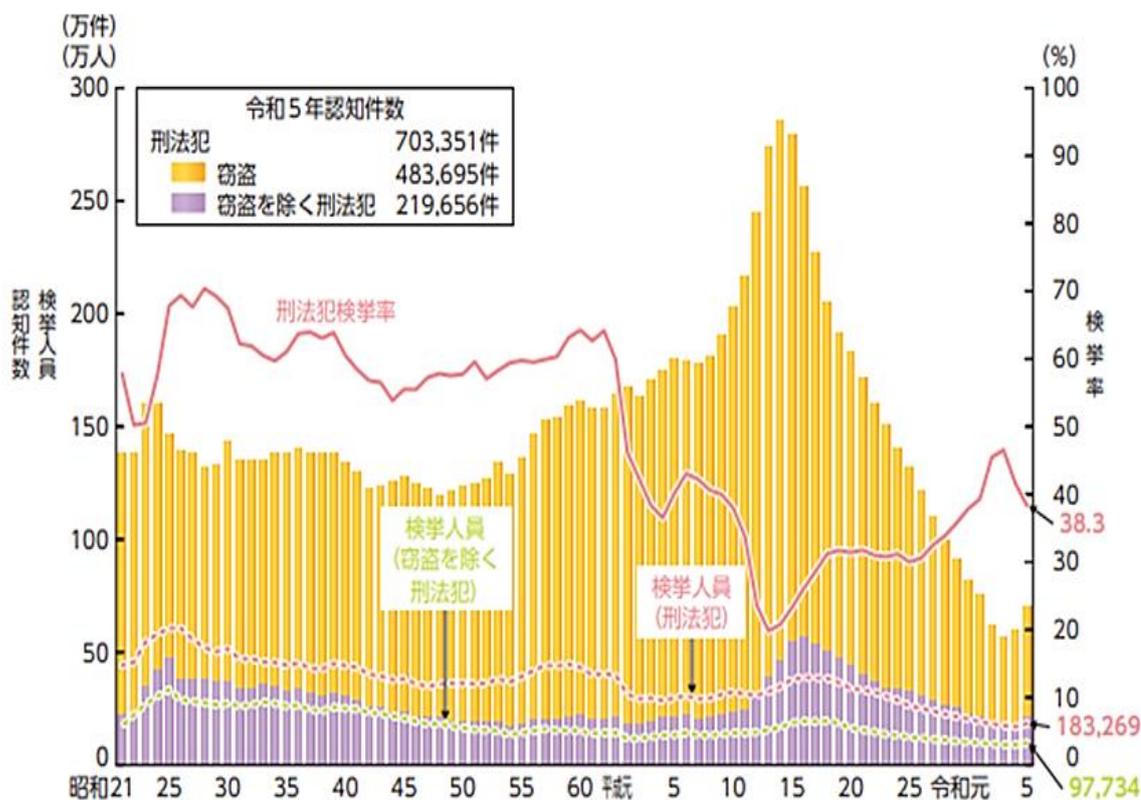
### 犯罪の発生状況

#### 全国における刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移

刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年から毎年戦後最多を更新して、平成14（2002）年には285万3,739件にまで達した後、平成15（2003）年以降は減少に転じ、平成27（2015）年から令和3（2021）年までは戦後最少を更新していましたが、令和4（2022）年は20年ぶりに増加し、令和5（2023）年も引き続き増加して70万3,351件（前年比10万2,020件（17.0%）増）でした。

平成15（2003）年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けたことによるものです。

（昭和21年～令和5年）



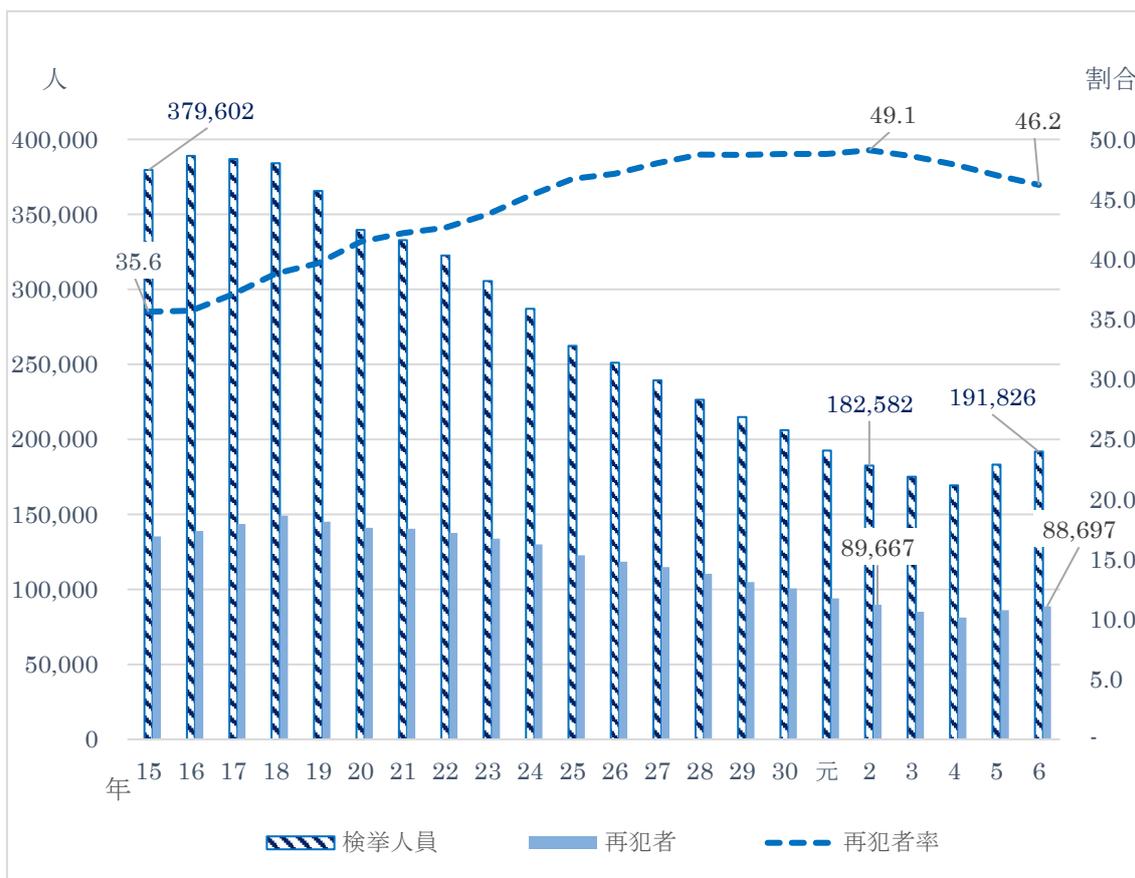
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷は、昭和40年以前は「②（参考値）危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

（出典：令和6年版犯罪白書）

## 全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(平成 15 (2003) 年～令和 6 (2024) 年)

刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成 19 (2007) 年以降、毎年減少し続けていましたが、令和 5 (2023) 年以降、増加に転じています。一方、再犯者率は令和 2 (2020) 年の 49.1% をピークに毎年減少しています。



- 1 警察庁の統計による。
- 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員中の再犯者人員・推移、再犯者率の推移（平成25（2013）年～令和6（2024）年）

府域の刑法犯における再犯者の割合は、令和2（2020）年の51.4%をピークに減少傾向にあり、令和6（2024）年は48.0%となっています。



- 1 警察庁の統計による。
- 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 門真警察署犯罪統計（令和5（2023）年）

令和5（2023）年における門真警察署管轄区域の再犯者の割合は、刑法犯及び覚醒剤取締法違反の占める割合が高く、刑法犯が51.9%、覚醒剤取締法違反が92.9%となっています。

罪種別 検挙人員(少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別				
			初犯者		再犯者		
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性			
<b>令和5年</b>	刑法犯総数	268	64	129	44	139	20
	うち)凶悪犯	7	1	2	0	5	1
	うち)粗暴犯	51	5	24	3	27	2
	うち)窃盗犯	139	55	75	39	64	16
	うち)知能犯	17	1	6	1	11	0
	うち)風俗犯	10	0	4	0	6	0
	覚醒剤取締法	14	4	1	1	13	3
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	8	0	4	0	4	0

- 1 法務省矯正局提供による門真警察署データを基に作成
- 2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

## 3 目指すべき将来像

法や国計画、府計画、門真市第6次総合計画などの本市関連計画の内容を踏まえ、目指すべき将来像を次のとおり設定します。

- 市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるまち
- 更生の意欲をもつ犯罪をした人等の立ち直りを支えるまち
- 生きづらさを抱える人たちが孤立しないよう支え合うまち
- 市民一人ひとりが互いを大切にし、違いを認め合う、人権や多様性を尊重する意識が定着しているまち

## 4 6つの重点項目

法や国計画、府計画に掲げる基本方針と重点課題及び本市の特性を踏まえ、6つの重点項目を設定し、取組を進めます。

### 重点項目(1) 人権尊重のまちづくりの推進

- ①人権に配慮した行政の推進
- ②人権啓発推進事業の実施
- ③犯罪被害者とその家族の人権についての啓発
- ④人権相談事業の実施
- ⑤女性サポートステーション運営事業(女性のための相談)の実施

### 重点項目(2) 就職に向けた支援等の充実

- ①地域就労支援センター運営事業(就労相談)の実施
- ②女性サポートステーション運営事業(就労相談・就労セミナー)の実施
- ③生活困窮者就労準備支援事業／就労支援等事業(生活保護)の実施
- ④協力雇用主、コレワークとの連携
- ⑤非行少年の就職及び就労の定着

### 重点項目(3) 住居確保の支援

- ①生活困窮者住居確保給付金の給付
- ②生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)の実施
- ③サービス付き高齢者住宅の情報提供
- ④障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給決定
- ⑤住宅確保に関する情報提供
- ⑥更生保護施設または矯正施設との連携

### 重点項目(4) 適切な保健医療・福祉サービスの利用促進

- ①生活保護給付事業の実施
- ②認知症の人への支援の実施
- ③介護保険サービスの実施
- ④養護老人ホームへの措置入所
- ⑤自立支援医療(精神通院医療)制度の実施
- ⑥障害者総合支援法に基づく自立支援給付
- ⑦成年後見申立支援事業の実施
- ⑧関係機関への計画の周知、情報共有
- ⑨薬物依存・アルコール依存等に関する周知啓発
- ⑩重層的支援体制整備事業の実施

### 重点項目(5) 学校等と連携した修学支援

- ①子どもの健全育成事業の実施
- ②子ども悩み相談サポートチーム
- ③大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業の実施
- ④関係機関と学校との連携
- ⑤関係機関と連携した青少年の健全育成等の取組

### 重点項目(6) 更生保護活動の促進及び周知啓発

- ①更生保護団体への活動支援
- ②社会を明るくする運動門真市実施委員会への活動支援
- ③再犯防止啓発月間の周知
- ④市職員への理解促進

## 重点項目(1) 人権尊重のまちづくりの推進

### 【現状と取組の方向性】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別意識が存在し、更生意欲があっても地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことが難しくなっています。本人が強い更生意欲を持ち、家族、職場、地域社会が立ち直りについて理解し支えることが、新たな犯罪被害者を生まないためにも重要です。また、犯罪をした人等に限らず、一人ひとりが互いを大切にし、人権や多様性を尊重する意識が定着することで、誰もが孤立することなく安心して暮らせるようになることから、人権擁護の取組を進めていきます。

### 【具体的な市の取組】

#### ①人権に配慮した行政の推進【人権市民相談課】

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、自分らしく幸せに生きていくための権利です。自分の意見を言う、教育を受ける、好きな仕事をする、安心して幸せな人生を送るなど、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものが人権であり、日本国憲法において基本的人権の尊重は大きく掲げられています。しかし、私たちの身の周りでは、偏見や固定観念、知識不足による差別やいじめ、虐待等、様々な人権に関わる問題が起こっています。人権が尊重される社会を築くためには、一人ひとりがそれぞれの個性を大切にし、互いの違いを認め合いながら、他の人の権利と尊厳について深く理解するとともに、自分の権利を行使する時には責任が伴うことを自覚することが大切です。行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に基づいた施策を実施していくとともに、人権尊重の重要性の理解を深め人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。

#### ②人権啓発推進事業の実施【人権市民相談課】

人権尊重の意識の醸成に努め、全ての人が平和に暮らせる社会の実現を目指し、人権啓発講座「ともに生きる」や12月の人権週間に合わせた「ひと・愛・コンサート」の実施、人権週間特集号の作成・配布を行います。また、門真市人権協会及び門真地区人権擁護委員会が行う啓発事業等に対して補助金を交付し、その取組を支援します。

#### ③犯罪被害者とその家族の人権についての啓発【人権市民相談課】

犯罪等により被害を受けられた方やその家族の多くが、犯罪被害そのものだけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショックや経済的負担、周囲の人たち

からの無理解から責められたり、興味本位の質問や事実とは異なるうわさを流されたりする二次的な被害にも苦しんでいます。犯罪被害者やその家族が再び平穩に暮らせるよう見舞金の支給とともに、被害者支援の啓発に取り組みます。

#### ④人権相談事業の実施【人権市民相談課】

人権課題を抱える市民に対し、事案に応じた適切な助言や情報提供を行い、課題解決に向けたサポートを行います。

#### ⑤女性サポートステーション運営事業（女性のための相談）の実施

##### 【人権市民相談課】

生き方、子育て、介護、家庭・夫婦・その他人間関係など、女性が抱える様々な悩みに対し、事案に応じた適切な助言や情報提供を行い、課題解決に向けたサポートを行います。

### ことば

**犯罪被害者とその家族の人権** 国計画では、基本方針の中で「再犯の防止に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う」としています。犯罪被害者やその家族が再び平穩に暮らせるよう、被害者の声に耳を傾け、理解を深め、人権に配慮していくことが大切です。

## 重点項目(2) 就職に向けた支援等の充実

### 【現状と取組の方向性】

令和5（2023）年における刑務所に再び入所した人のうち再犯時に無職であった人の割合は72.0%であり、仕事に就いていないことが再犯に結びつきやすいことから、安定した職を得てそこに定着できるよう、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細やかな就労支援に努めるとともに、各種相談窓口につながるよう周知に取り組みます。

### 【具体的な市の取組】

#### ①地域就労支援センター運営事業（就労相談）の実施【産業振興課】

地域就労支援コーディネーターが障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人に、雇用や就労につなげることを目的としたアドバイスや支援を行います。

## ②女性サポートステーション運営事業（就労相談・就労セミナー）の実施

### 【人権市民相談課】

求職中の女性に対し、仕事探しの方法や心構え、資格・技能取得講座、履歴書の書き方や面接の受け方など就労に関する様々な相談についてアドバイスします。また、社会の中でキャリアを積み上げるうえで何が大切かを考え、これからのキャリアを次の展望へつなげるためのセミナーを行います。

## ③生活困窮者就労準備支援事業【福祉政策課】／就労支援等事業（生活保護）の実施【保護課】

生活困窮者自立相談支援事業の対象者や働くことができる保護受給者のうち、就労を希望しつつ自力の就職活動のみでは早期就職が難しいと思われる人に対し、日常・社会的自立から就労までを一貫して支援します。

また、早期就職に向け、カウンセリング、ボランティア参加や中間的就労のサポートから就職先のあっせんまでを含む、手厚い就労支援を行います。

就労支援事業者に対して、刑事司法関係機関との連携や犯罪をした人等の社会復帰を支援することの必要性について説明した資料を配布するなど、理解促進に資する情報提供を行い、事業者から支援員に対し、研修が実施されるよう要請します。

## ④協力雇用主、コレワークとの連携【人権市民相談課】

協力雇用主やコレワーク（矯正就労支援情報センター）と連携し、パンフレットの配架や市ホームページで周知するとともに、刑務所出所者等の雇用実績が雇用主の社会的評価の向上につながる取組を門真地区保護司会と連携し、検討します。

## ⑤非行少年の就職及び就労の定着【学校教育課】【人権市民相談課】

非行少年をはじめ、就職を希望する中学生に対し、就職ガイダンスを実施します。

また、門真地区保護司会や大阪保護観察所、本市産業振興課等と協力し、本市在住の保護観察対象少年等について、社会復帰につながる取組として就労機会を提供します。

## ことば

**協力雇用主** 犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする事業主のことです。(法第14条)

**コレワーク(矯正就労支援情報センター)** 法務省が所管する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的に、就労支援を専門的に行っています。

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズを聞いた上で、そのニーズに適合する人を收容する矯正施設を紹介します。その他、採用手続に関する支援や、刑務所等で実施している職業訓練見学会等の日程調整も行うほか、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供する取組も行っています。

## 重点項目(3) 住居確保の支援

### 【現状と取組の方向性】

令和6(2024)年における大阪府内の刑務所を出所した人のうち出所時に帰住先がない人の割合は23.8%となっています。また、令和5(2023)年における全国の再入者のうち住所不定の割合は19.5%となっています。適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための基本となることから、様々な事情に配慮した住居確保支援に取り組みます。

### 【具体的な市の取組】

#### ①生活困窮者住居確保給付金の給付【福祉政策課】**拡充**

離職などで経済的に困窮し住居を失った人、または失うおそれが高い人に対して安心して就職活動を行えるよう、一定期間の家賃補助を行うとともに、転居費用を補助することにより家計の改善に向けた支援を行います。

#### ②生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)の実施【福祉政策課】

一時的に住居を失った生活困窮者に、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における一時生活支援事業シェルター協力施設(宿泊場所)を提供し、自立に向けた支援を行います。

**③サービス付き高齢者住宅の情報提供【高齢福祉課】**

民間企業が運営しているサービス付高齢者向け住宅について、市ホームページで情報提供を行います。

**④障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給決定【障がい福祉課】**

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの支給決定を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

**⑤住宅確保に関する情報提供【都市政策課】**

保護観察対象者や関係機関等に対し、新たな住宅セーフティネット制度に関する問合せ先や募集状況等について、市ホームページ等を通じて分かりやすい情報提供に努めます。

**⑥更生保護施設または矯正施設との連携【保護課】** **拡充**

更生保護施設または矯正施設に入所する人のうち、門真市内に居所設定を希望し、かつ福祉サービス等を必要とする人からの事前相談があれば、円滑に居所設定及び福祉サービス等の支援を受けられるよう、必要に応じて各施設と連携を図ります。

更生保護施設または矯正施設からの出所後に居所設定及び福祉サービス等の利用にかかる相談があった場合は、関係機関との調整や、居住支援法人等の利用にかかる情報提供を行い、円滑に福祉サービス等の支援を受けられるよう努めます。

## ことば

**住宅セーフティネット制度** 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が設けられています。大阪府では大阪府あんぜん・あんしん賃貸検索システムを構築し、高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯、刑事施設に収容されていた者等からの住まい探しの相談に応じる不動産事業者（協力店）、これらの方の入居に積極的な一定の質を備えた民間賃貸住宅等の情報を提供しています。

**サービス付き高齢者向け住宅** 高齢者の居住の安定の確保等に関する法律の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

**更生保護施設** 主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者等を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職や生活相談等を行う施設です。

**保護観察所** 犯罪をした人等に対し、社会の中で更生するように指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。

**矯正施設** 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、少年鑑別所の総称

**刑 務 所**：受刑者を収容し、矯正処遇を実施

**少年刑務所**：少年受刑者や26歳未満の成人受刑者などを収容し、矯正処遇を実施

**拘 置 所**：被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容

**少 年 院**：家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を実施

**少年鑑別所**：主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、審判等のため、専門的な知識により鑑別を実施 法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施

## 重点項目(4) 適切な保健医療・福祉サービスの利用促進

### 【現状と取組の方向性】

高齢者の出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、適切な福祉の支援が重要となっています。犯罪をした人等に限らず、全ての人々が適切な福祉サービスを受け、孤立しないよう市の関係各課や福祉に関わる各種団体等と情報共有・連携し、包括的に支援します。

また、薬物事犯者については、犯罪をした人等であると同時に薬物依存症の患者であり、治療が必要であるという認識が広がるよう啓発を行います。

### 【具体的な市の取組】

#### ①生活保護給付事業の実施【保護課】

生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

#### ②認知症の人への支援の実施【高齢福祉課】

・認知症ケアパス：関係機関と連携し、認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、医療や介護などのサービスを利用することができるのかを標準的に著した「認知症ケアパス」を活用し、支援を行います。

・認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートをチームで行います。

#### ③介護保険サービスの実施【高齢福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で介護が必要になっても、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう介護保険サービスを提供します。

#### ④養護老人ホームへの措置入所【高齢福祉課】

養護老人ホームへ措置を行うことで、居住の確保を行い経済的な不安がない安定した日常生活が送れるように支援します。必要に応じて地域包括支援センターや関係機関等と連携し、支援を行います。

**⑤自立支援医療（精神通院医療）制度の実施【障がい福祉課】**

精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある症状の人に、通院のための医療費の自己負担の軽減を行います。

**⑥障害者総合支援法に基づく自立支援給付【障がい福祉課】**

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの支給決定を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

**⑦成年後見申立支援事業の実施【高齢福祉課】【障がい福祉課】**

身寄りがなく、または親族等による法定後見の申立が期待できない状況等の理由で後見申立ができない人に対して、親族に代わって市長が家庭裁判所に申立を行い、申立に必要な費用の一部または全部を市が負担するとともに、後見人等が選任された後の報酬の支払いが困難な方に対して助成を行います。

**⑧関係機関への計画の周知、情報共有【福祉政策課】**

門真市社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立相談支援事業の支援調整会議や、民生委員・児童委員等が出席する定例会等において本計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。

**⑨薬物依存・アルコール依存等に関する周知・啓発【健康増進課】【教育総務課】**

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状です。薬物のほかにも、アルコール、性、ギャンブルなど、「依存」についての理解が地域に広がるよう、府が作成した啓発物の配布に協力する他、市広報紙等により周知啓発を行います。

**⑩重層的支援体制整備事業の実施【福祉政策課】新規**

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、関係機関間の役割分担を図りながら各支援機関が円滑に連携できる体制を構築します。

## 重点項目(5) 学校等と連携した修学支援

### 【現状と取組の方向性】

令和5（2023）年における非行少年の刑法犯検挙人員のうち再非行少年の割合は30.2%となっており、関係機関等の連携による非行防止の推進が重要です。また、非行をした少年の継続した学びや、進学・復学のための支援等が非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できることから、家庭、学校、地域が密接に連携協力し、児童、生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

### 【具体的な市の取組】

#### ①子どもの健全育成事業の実施【保護課】

教育や児童福祉等に関する専門知識を有する「子ども育成相談員」が、被保護世帯及び生活困窮世帯のうち、18歳未満の子どもやその親等を対象に、健全な日常生活習慣を身につけるための支援や子どもの進学に関する支援、引きこもりや不登校の子どもの自立に向けての支援、高校進学者の中退防止に関する支援などを行い、被保護世帯等の子どもが健全に育成される環境を整備します。

#### ②子ども悩み相談サポートチーム【学校教育課】

児童・生徒やその保護者等からの悩みの相談に応じるとともに、学校と連携し、ケース会議等の実施及び専門的な助言をすることで、より迅速かつ適切な対応につなげ、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の課題解決を図ります。

#### ③大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業の実施【学校教育課】**拡充**

スクールカウンセラーを1日6時間、各小・中学校に配置し、児童・生徒、保護者、教職員への個別の面接を行うほか、課題解決に向けてケース会議への参加や教職員研修の実施、児童・生徒への心理教育等を行います。

#### ④関係機関と学校との連携【学校教育課】

非行少年等に対して、学校と門真警察署生活安全課少年係、枚方少年サポートセンター、保護司、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等が緊密に連携して立ち直りを支援します。

#### ⑤関係機関と連携した青少年の健全育成等の取組【生涯学習課】**新規**

青少年の保護及び健全な育成を図るため、門真市青少年指導員による青少年の問題行為等に対する街頭指導や地域の啓発活動などの取組を進めます。

## ことば

**法務少年支援センター** 少年鑑別所は、法務少年支援センターという名称で、非行・犯罪問題の専門機関として本人やその家族、機関等からの依頼に応じ、心理相談のほか、面接や各種心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演等を行っています。例えば、問題行動のある生徒への関わり方に悩む学校の先生や保護者からの依頼を受け、問題行動等のメカニズム分析のほか、今後の本人の関わり方についての助言や、ワークブック等を用いた心理教育、生徒全般を対象とした法教育授業等も行っています。

名称に「少年」とありますが、少年の問題に限らず成人についても相談可能で、刑事司法関係機関をはじめ、保健医療・福祉関係機関や地方自治体等、他機関と連携した支援も行っています。

## 重点項目(6) 更生保護活動の促進及び周知啓発

### 【現状と取組の方向性】

地域において、更生保護活動は、民間協力者の保護司をはじめとした更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや就労支援を行う協力雇用主など、関係機関や団体の理解と協力による幅広い連携によって推進されています。民間協力者の活動支援を行うとともに、関係機関等や関係各課が横断的に連携できる体制を整え、更生保護活動の促進及び周知啓発に関する取組を行います。

### 【具体的な市の取組】

#### ①更生保護団体への活動支援【人権市民相談課】**拡充**

更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営に対し、公共施設の場を提供するとともに、保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司とその家族の負担軽減を図るため、自宅以外で身近に保護観察対象者と面談ができる場所の確保に向け、支援します。

また、要請に応じ、民間協力団体が実施する研修への職員派遣等の協力や、市広報紙・ホームページによる更生保護に関する情報の周知等を行います。

#### ②社会を明るくする運動門真市実施委員会への活動支援【人権市民相談課】

少年の非行防止や更生の援助を図るため、「社会を明るくする運動」門真市実施委員会が行う街頭キャンペーンや啓発ポスター等の掲示、小・中学生を対象とした作文コンテストの実施などの周知啓発事業に対して補助金を交付します。

### ③再犯防止啓発月間の周知【人権市民相談課】

市広報紙・ホームページ等により、7月の再犯防止啓発月間について広報活動を実施します。

### ④市職員への理解促進【人事課】【人権市民相談課】

市職員研修において、更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等）や少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員、少年警察協助手等）の活動についてのチラシ等を配付するなど、理解の促進に努めます。

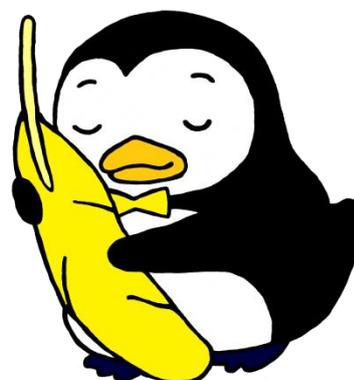
#### ことば

**保護司** 法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。保護観察官と協力して犯罪をした人等に対して更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行いその立ち直りを支えます。また、生活環境調整や犯罪予防活動も行います。

**更生保護女性会** 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体で、会の趣旨に賛同する女性であれば誰でも参加できます。

**BBS会** 様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援したりするとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

**少年警察ボランティア** 警察から委嘱され、少年非行防止及び少年の保護を図るための活動を行います。警察と協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。



## 5 再犯防止を推進するための連携体制

再犯防止の推進にあたっては、国、府、関係機関・団体と連携・協力しながら、再犯防止の施策を推進していきます。

### 庁内連携・推進体制

再犯の防止等に関し、地域の実情に応じた計画を策定・実施するため、門真市再犯防止推進検討委員会を設置しています。

#### 門真市再犯防止推進検討委員会の構成

委員長	人権市民相談課長
副委員長	福祉政策課長
委員	総務課長、人事課長、産業振興課長、生涯学習課長、健康増進課長、保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、都市政策課長、教育委員会事務局学校教育課長

### 関係機関等との連携体制

犯罪や非行をした人の立ち直りの援助及び再犯予防のための取組等を適切に進めるため、本計画に基づき、市や関係機関等で構成する門真市再犯防止推進連絡会議を設置し、定期的に情報や課題の共有を図ります。

#### 門真市再犯防止推進連絡会議の構成

委員長	門真市市民文化部次長
副委員長	門真市人権市民相談課長
委員	近畿矯正管区、大阪保護観察所、門真公共職業安定所、門真警察署、守口保健所、門真市社会福祉協議会、門真地区保護司会

本計画の策定にあたっては、門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱第6条に基づき、門真市再犯防止推進連絡会議の各委員から参考意見をいただきました。

## 6 參考資料

---

## 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

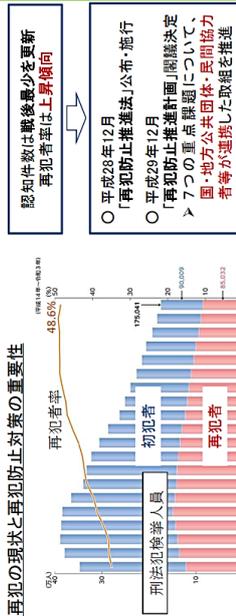
## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

# 国の第二次再犯防止推進計画(概要)

## I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

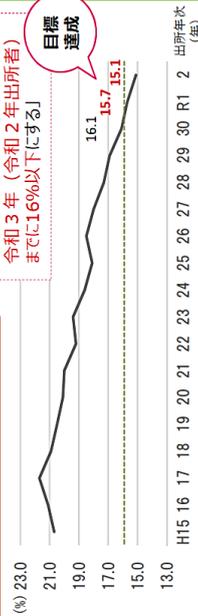
### 第二次再犯防止推進計画策定の経緯



### 第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
  - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
  - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- 地方公共団体との連携強化
  - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
  - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
  - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

### 出所受刑者の2年以内再入率の推移



### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

計画期間: 令和5年度から令和9年度

## II 今後取り組んでいく施策

### 7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
  - 就労の確保
    - 拘禁刑罰後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
    - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
    - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
  - 住居の確保
    - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
    - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 医療医療・福祉サービスの利用の促進
  - 高齢者又は障害のある者等への支援
    - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
    - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
    - 被疑者段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
  - 薬物依存の問題を抱える者への支援
    - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
    - 更生保護施設等の受入れ、処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
    - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
  - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
    - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用
  - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
  - 若年刑罰の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
  - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚、責任を喚起する指導
  - 性犯罪やストーカー・DV被害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
  - 特許可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
    - 保護司の活動環境等についての検討、試行、保護司活動のデジタル化の推進
  - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
  - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
  - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
  - 地方公共団体の取組への支援
    - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
    - 地域における支援の連携強化
  - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
  - 相談できる場所の充実
  - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
  - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

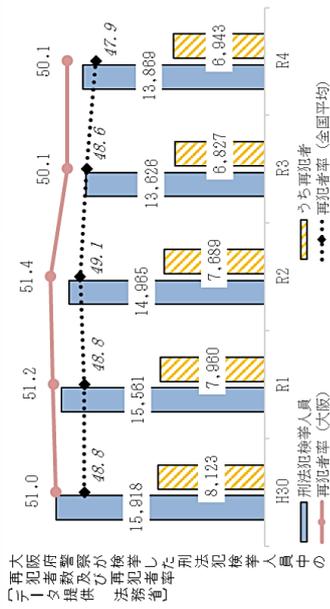
### 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙率の向上(再犯率の低下)
- ② 刑務所中の再犯率
- ③ 出所者等の再犯率
- ④ 出所後3年以内の再犯率
- ⑤ 出所後5年以内の再犯率
- ⑥ 出所後10年以内の再犯率
- ⑦ 出所後15年以内の再犯率
- ⑧ 出所後20年以内の再犯率
- ⑨ 出所後25年以内の再犯率
- ⑩ 出所後30年以内の再犯率
- ⑪ 出所後35年以内の再犯率
- ⑫ 出所後40年以内の再犯率
- ⑬ 出所後45年以内の再犯率
- ⑭ 出所後50年以内の再犯率
- ⑮ 出所後55年以内の再犯率
- ⑯ 出所後60年以内の再犯率
- ⑰ 出所後65年以内の再犯率
- ⑱ 出所後70年以内の再犯率
- ⑲ 出所後75年以内の再犯率
- ⑳ 出所後80年以内の再犯率
- ㉑ 出所後85年以内の再犯率
- ㉒ 出所後90年以内の再犯率
- ㉓ 出所後95年以内の再犯率
- ㉔ 出所後100年以内の再犯率

第二次大阪府再犯防止推進計画（概要）

序章 再犯防止の重要性

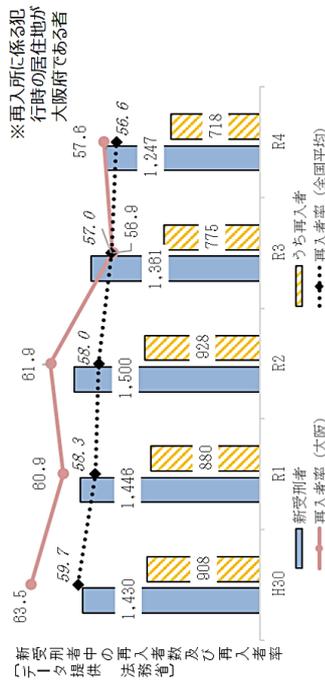
■大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員の推移 H30：15,918人⇒R4：13,869人  
うち、再犯者数及び再犯者率の推移 H30：8,123人(51.0%)⇒R4：6,943人(50.1%)



→ 再犯者数は減少傾向

→ 再犯者率は全国平均と同程度減少 (H30→R4 府、国共に0.9ポイント減)

■新受刑者数の推移 H30：1,430人⇒R4：1,247人  
うち、再入者数\*及び再入者率の推移 H30：908人(63.5%)⇒R4：718人(57.6%)



→ 再入者数は減少傾向

→ 再入者率は全国平均より減少幅が大きい (H30→R4 府 5.9ポイント減、国 3.1ポイント減)

第1章 計画の概要

1. 策定の経緯及び趣旨

- 再犯防止推進法第8条第1項において、国の再犯防止推進計画を勘案し、都道府県及び市町村においても地方再犯防止計画を定めるよう努めなければならぬと規定
- 大阪府再犯防止推進計画の取組と効果検証
- 国の第二次再犯防止推進計画にある「都道府県の役割」
- 「SDGsアクションプラン2023」で掲げられている「再犯防止対策」

→再犯防止推進法やSDGsの理念を実現するため、第二次再犯防止推進計画の策定が必要



2. 計画の位置づけ

- 既存施策を再犯防止の推進という観点から整理し、体系的に提示するもの
- 「大阪府再犯防止推進計画」(R2～R5年度)を引き継ぎ、取組を更に進めるもの

3. 定義

「犯罪をしたもの等」「再犯の防止等」の定義づけ

参考資料(3)

4. 基本方針

再犯防止推進法第3条の規定及び国の第二次再犯防止推進計画（第一次計画から変更なし）を踏まえる。

- 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようになることを旨として再犯防止に取り組む。
- 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む。
- 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、各々の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない取組を実施する。
- 再犯防止の取組を広報することなどにより、広く府民の関心と理解を醸成する。

5. 計画期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間

6. めざす姿

- 犯罪被害者等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然だが、犯罪をした者等に対しても、真摯に反省し社会復帰に臨むのであれば、その立ち直りを助け、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようしなければならぬ
- この考えの下、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図る
- 上記社会の実現により、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざす

## 第二次大阪府再犯防止推進計画（概要）

### 第2章 基本的な施策

#### 1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保  
再犯者の約7割が無職であり、不安定な就労が再犯リスクとなっていることから、犯罪をした者等の就労の確保に努め、生活基盤の安定を図れるよう取り組む。

《具体的施策》  
▼総合評価方式一般競争入札における協力雇用主等の評価 ほか

#### (2) 住居の確保

大阪府内の刑務所を出所した者のうち、出所時に居住先がない者の割合は約3割を占めており、更生保護対象者が社会において安定した生活を送るためには恒久的・安定的な住居の確保が必要であることから、状況の改善に取り組む。

《具体的施策》  
▼更生保護対象者の入居を拒まない賃貸人の開拓 ほか

#### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

##### (1) 高齢者又は障がい者のための取組

刑法犯検挙人員のうち約2割が高齢者であり、刑法犯の新受刑者数のうち精神障がい者等が占める割合は約1割であることから、一般的な福祉施策も活用し、犯罪をした高齢者や障がい者に対する総合的な支援に取り組む。

《具体的施策》  
▼大阪府地域生活定着支援センター事業 ほか

##### (2) 薬物依存症者のための取組

覚醒剤取締法違反で検挙された成人のうち同法違反の前科がある者が7割を超えているなど薬物依存症者の再犯率は非常に高いことから、本人のみならずその家族等を含めた支援や、治療、支援等を提供する保健医療機関の充実に取り組む。

《具体的施策》  
▼依存症相談、集団プログラム（本人・家族）、専門研修の実施 ほか

#### 3 非行の防止等

##### (1) 非行の防止

犯罪少年の刑法犯検挙人員のうち再犯者が約4割を占めていることから、教育、警察、福祉の関係機関等の連携による非行防止の推進に取り組む。

《具体的施策》  
▼大阪府少年サポートセンターの運営 ほか

##### (2) 修学支援

少年院入院者の非行時における最終学歴では、約4割が高校中退である。そのことから、高校における中途退学を未然防止するための取組を行う。

《具体的施策》  
▼府立高校における中途退学の未然防止に向けた総合的な取組 ほか

### 第3章 推進体制等

#### 1 推進体制

- 再犯防止推進庁内連絡会議
- 大阪府再犯防止推進協議会（国機関や関係民間団体の職員で構成）

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

##### (1) 性犯罪者に対する取組

新たな被害を生みないためにも、性犯罪者による再度の加害行為の防止に向けて取り組む。

《具体的施策》  
▼性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度（入口支援（実刑を受けていない方への支援））  
【新規】 ほか

##### (2) ストーカー加害者に対する取組

ストーカー規制法に基づく「警告」や「禁止命令」といった規制を適正に行うとともに、ストーカー加害者等に対する精神医学的な治療や心理学的なカウンセリング等による再犯防止に取り組む。

《具体的施策》  
▼ストーカー加害者に対する公費負担カウンセリング制度【新規】 ほか

##### (3) 暴力団員の社会復帰に関する取組

暴力団員等の再犯率は非常に高いことから、それを阻止するため、関係機関、団体と連携し、暴力団組織からの離脱・就労などの社会復帰支援を推進していく。

《具体的施策》  
▼関係機関、団体と連携した暴力団員の離脱支援、社会復帰支援の推進

##### (4) 薬物依存症者のための取組（再掲）

#### 5 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

再犯の防止に関する取組みは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える「保護司」を中心に、多くの民間協力者によりおこなわれていることから、その人材確保に協力する。また、取組の推進にあたり府民の理解と協力が得られるよう、引き続き広報・啓発に努めていく。

《具体的施策》  
▼福祉と連動する更生支援を促した地域共生社会の実現【新規】  
▼国機関及び府内市町村との共催による企画展示【新規】 ほか

#### 6 国、民間団体等との連携強化

再犯防止に関する取組みは、関係機関、団体と連携して推進していく必要があることから、府域を管轄している法務省の地方機関を中心に、府や民間支援団体等が密接に連携し、犯罪をした者等が抱える様々な問題を踏まえた施策を展開していく。

《具体的施策》  
▼被疑者等支援業務に関する会議（大阪府地域生活定着支援センター）への参加【新規】 ほか

#### 2 進捗管理

- 毎年度、計画に位置付けた具体的施策の実施状況をとりまとめ、府ホームページで公表。
- 国の動向や社会状況の変化等を踏まえて施策を展開し、必要に応じて、国に対して要望等を行う。
- 次期計画については、今期計画の成果の検証と犯罪した者等の特性に応じた効果的な支援に関するデータの収集を行った上で、策定に臨む。

門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）に基づき、再犯の防止等に関し、地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するため、門真市再犯防止推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について意見の交換及び関係者相互の連絡調整を行う。

- (1) 法第8条に規定する再犯防止推進計画の策定等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は人権市民相談課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課長、人事課長、産業振興課長、生涯学習課長、健康増進課長、保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、都市政策課長、教育委員会事務局学校教育課長
--

(職務)

**第4条** 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、市民文化部人権市民相談課において行う。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

門真市再犯防止推進連絡会議設置要綱

(設置)

**第1条** 門真市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）に基づき、犯罪をした人等（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。）の立ち直りの援助及び再犯予防のための取組等を適切に進めるため、門真市再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進に向けた情報の共有に関すること。
- (2) 再犯防止のための支援策等の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の実施に関すること。

(組織)

**第3条** 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は門真市市民文化部次長の職にある者とし、副委員長は門真市市民文化部門権市民相談課長の職にある者とする。
- 3 委員は、別表に掲げる機関及び団体に属する者をもって構成する。

(職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第6条** 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 連絡会議の庶務は、門真市市民文化部人権市民相談課において行う。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

別表（第3条関係）

法務省近畿矯正管区
法務省大阪保護観察所
厚生労働省大阪労働局門真公共職業安定所
大阪府門真警察署
大阪府守口保健所
社会福祉法人門真市社会福祉協議会
門真地区保護司会

## 第2次門真市再犯防止推進計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

発行年月：令和8（2026）年3月

発行：門真市

〒571-8585

大阪府門真市中町1番1号

編集：門真市 市民文化部 人権市民相談課